

困ったときはここに相談

# 市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ ⑤3236

## 消費者問題に関する平成28年の10大項目



国民生活センターでは、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。平成28年は、情報通信関連の相談が多く寄せられる年となりました。

### 平成28年の10大項目

～高齢者からの相談内容にも変化が～

・インターネット通販利用者数と人口普及率が年々増加し、関連相談が多数寄せられました。

・60歳以上の「アクティビシニア」が増加し、高齢者からもインターネット通販や情報通信に関する相談が多く寄せられるようになります。

・「仮想通貨」や「レンタルオーナー契約」など、怪しい投資詐欺に関する相談が寄せられました。

・東日本大震災でも発生した給湯器の貯湯タンクの転倒に関する相談が、熊本地震の際にも多数寄せられました。過去の教訓が生かされなかつたようです。

### ②【大規模な自然災害が多発】

～給湯器の貯湯タンクが転倒する事故も～

・東日本大震災でも発生した給湯器の貯湯タンクの転倒に関する相談が、熊本地震の際にも多数寄せられました。過去の教訓が生かされなかつたようです。

### ③【電力小売の全面自由化がスタート】

～便乗商法の相談が寄せられる～

### ④【インターネットを利用して詐欺的商法】

～怪しい投資詐欺も後を絶たず～

・メールなどによる架空請求に関する相談が再び増加しています。料金をコンビニ収納代行で支払わせようとするなど、手口がより巧妙化しています。また、アダルトサイトに関する相談件数は5年連続で1位でした。

### ⑤【消費生活に関する重要な法律が次々と改正】

～18歳から19歳の消費者をどう守るか～

・高齢者などの消費者被害を防止するための地域の官民連携による見守りネットワークの構築を目的とした、改正消費者安全法が4月に施行されました。

・改正消費者契約法と改正特定商取引法が国会で成立し、6月に公布されました。（過量契約取消権の新設、悪質事業者への行政執行権限の強化、電話勧誘販売における過量販売規制の導入など）

・改正電気通信事業法と、改正保険業法が施行されました。（初期契約解除制度、書面交付義務など）

・改正された家庭用品品質表示法が施行され、衣類などの繊維製品の洗濯表示が国際標準化機構（ISO）が定める国際規格に整合した新しい日本工業規格（JIS）に規定する記号に変更されました。

### ⑥【消費者裁判手続特例法がスタート】

～消費者の新たな被害救済制度として期待～

・特定適格消費者団体の活動により、泣き寝入りしてきた消費者の被害回復が期待されます。

・「仮想通貨」や「レンタルオーナー契約」など、怪しい投資詐欺に関する相談が寄せられました。

・「荷受代行」「荷物転送」のアルバイトと言われ、個人情報や身分証明書を提供したところ、知らない間に自分名義でスマートフォンや携帯電話を契約させていたという、消費者が犯罪に巻き込まれる可能性がある手口も見られます。

### ⑦【成年年齢引き下げに関する議論が加速】

～18歳から19歳の消費者をどう守るか～

・食品表示基準の改正が予定されています。

・「機能性表示食品制度」の届出がオンライン化されたほか、安全性を確認するために機能性関与成分に係る一定の確認事項などが追記されました。

### ⑨【食品の表示制度について議論が始まる】

～18歳から19歳の消費者をどう守るか～

・食品表示基準の改正が予定されています。

・「機能性表示食品制度」の届出がオンライン化されたほか、安全性を確認するために機能性関与成分に係る一定の確認事項などが追記されました。

・食品表示基準の改正が予定されています。

・「機能性表示食品制度」の届出がオンライン化されたほか、安全性を確認するために機能性関与成分に係る一定の確認事項などが追記されました。

### ⑩【絶えず起る子どもの事故】

～事故防止に向けて～

・窒息、溺水、転倒・転落など、子どもの事故が多発しています。

・「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」が設置されました。